

事務所だより

第4号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

「ねんきん定期便」は、 おおむね二種類に区分

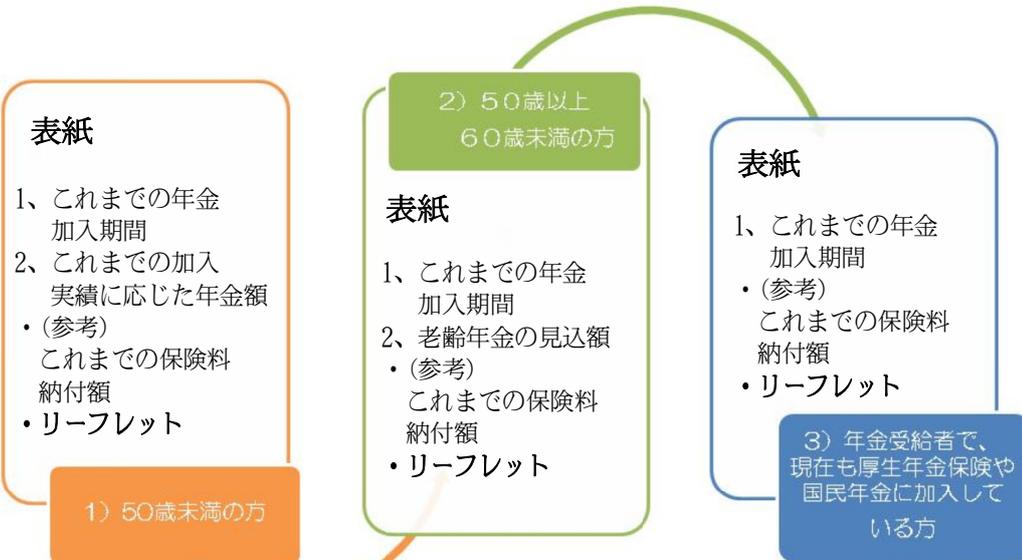
最終回は、「ねんきん定期便」を用いた将来の年金額の試算方法について、掲載いたします。

「ねんきん定期便」で将来の年金額がわかる?! (第3回)

同封されている「ねんきん定期便」表紙とリーフレットは、受け取る方の年齢等でおおむね三種類に区分されます。(図1)

- (1) 50歳未満の方向け
- (2) 50歳以上60歳未満の方向け
- (3) 年金受給者で、現在も厚生年金保険や国民年金に加入している方向け

右記1から3の年齢等の方に、それぞれ知っておいてほしい事項を記載しています。



(図1)

「ねんきん定期便」表紙についてのQ&A

先ほどの(1)から(3)の区分別に「ねんきん定期便」表紙の内容でよくある質問を挙げてみました。

「50歳未満の方」

(Q1) 将来受給予定の年金額が、あまりに少ないのでは？

(A1) 「ねんきん定期便」作成時点での加入実績で計算されているためです。

(Q2) これまで保険料を納付しているのに、将来確実に受給できませんか？

(A2) 原則として、「年金加入期間合計」が300月(25年)以上にならないと受給権が発生しません。

「50歳以上60歳未満の方」

(Q1) 老齢年金の見込額が、将来受給できる年金額ですか？

(A1) 現在の保険料納付状況等が60歳時点まで同じと仮定して算出されています。

(Q2) 老齢年金の見込額が、少ないのでは・・・？

(A2) 厚生年金基金や企業年金の年金額は、見込額から除かれています。

「年金受給者で、現在も厚生年金保険や国民年金に加入している方」

(Q1) 国民年金に同じ時期に加入していた方と、「これまでの保険料納付額(累計額)」が違つのですが・・・？

(A1) 付加保険料を納めていた、保険料を前納していた、などの納付状況で異なります。実際に納付した合計額が記載されています。

(Q2) 現在年金を受給していないのに、なぜ老齢年金の見込額が記載されていないのですか？

(A2) 在職のため年金受給の停止中の方を含め、すでに年金を受給されている方へは、混乱を避けるため、見込額に関する表示がありません。

新型コロナウイルス感染症と休業時の補償

新型コロナウイルス感染症

万が一、新型コロナウイルス感染症にかかってしまったら、会社員であれば一般的に1週間程度欠勤し、その間に適切な医療機関で処置を受け、自宅療養後に復帰する、という経過ではないかと思えます。

療養中は、“ノーワーク・ノーペイ”の原則により、無給となります。企業の福利厚生制度によって若干異なりますが、一般的には私傷病扱いとなり、有給休暇取得や傷病手当金により収入を確保することが可能です。

ただし、新型コロナウイルス感染症にかかっていることが疑わしい従業員に、企業から休業指示をした場合は、平均賃金の6割以上の休業手当を支払わなければならないことに留意してください。

繁忙期で休みが取れない

代替要員を確保できない職

場にとつては、長く休まれては困るということになりがちではないでしょうか。

ここで注意が必要なのは、労働安全衛生法第68条に「事業者は、伝染性の疾病その他の疾病で、厚生労働省令で定めるものにかかった労働者については、厚生労働省令で定めるところにより、その就業を禁止しなければならない」とあります。

そして、これに違反すると、労働安全衛生法第119条で、「6月以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する」とあります。なお、厚生労働省は感染症を1類感染症から5類感染症に分類し、新型コロナウイルス感染症を4類感染症に指定・2類感染症に準じて対応しています。

したがって、医療機関からの診断書をもとに、産業界や専門医の意見を聞いた上で、企業側から積極的に休職させなければなりません。

職場全体に自宅待機命令が

新型コロナウイルスが発生した職場の患者以外の従業員に対し、数日間の自宅待機を命じた場合の賃金は、どうなるのでしょうか。

この場合、労働基準法上の「使用者の責に帰すべき事由」による休業に該当するか否かで、休業手当を支払わなければならないか判断されます。今のところ「休業手当を支払わなければならない」という解釈が多数見受けられます。

しかし、感染者と同じ空間にいることで感染している可能性が高い、とのことから、感染者の家族や周囲の人たちを隔離する措置をとる以上、「使用者の責に帰すべき事由」に該当しないのではないかと、この解釈もあります。

はかり知れない企業の損失

職場内に一人の患者が発生したとき、接触のあった従業員へ直ちに自宅待機を命じた場合、休業手当の支給は免れます。しかしその後、他の従業員が感染し、さらに

取引先などに感染がおよんだ場合は、どのような法的リスクがあるのでしょうか。

たとえば、企業が社内での感染予防策を講じていたことを立証できなければ、善管注意義務や安全配慮義務違反として、訴えられる可能性があります。

その他にも、社内で新型コロナウイルスが流行した場合、正常な事業の運営に支障をきたし、事業の縮小・事業停止に追い込まれてしまうことも考えられます。

九月の労務手続

〔提出先・納付先〕

10日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合>

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出<前月以降に一括有期事業を開始している場合>

〔労働基準監督署〕

30日

○健保・厚年保険料の納付

〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出

〔社会保険事務所〕
○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出

〔公共職業安定所〕

編集後記

一時治まったかと思えた新型コロナウイルスが、さらなる猛威をふるい始めました。少し緩んでいた危機管理意識を引き締めなければ、と、新聞を読みつづけています。

(ぎん)

「事務所だより」の内容に関する質問や要望がございましたら、左記までご連絡ください。

藤田社会保険労務士事務所

京都市伏見区小栗栖南後藤町6-31-408

TEL・FAX 075-571-8611

E-mail

k-fujita@k-fujita-sr.com

URL http://k-fujita-sr.com